

生田緑地ビジョン改定支援業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「生田緑地ビジョン改定支援業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

2 業務目的

平成 23 年 3 月に策定された「生田緑地ビジョン」は、豊かな自然環境の中に文化施設等が立地する生田緑地の魅力をより一層高めるため、生田緑地の自然環境の保全と利用の調整、管理運営体制の構築、多様な主体との協働、北部のまちづくりとの連携、生田緑地の魅力の戦略的な発信に向けた取組みの方向性を明らかにしたもので、生田緑地にかかわるさまざまな主体が共通の想いをを持って活動や取組みを進めることができるよう、誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として策定されました。

本業務は、生田緑地ビジョン策定後の取組みの成果や社会状況を踏まえて、基本方針に基づく施策の基本方向について見直すとともに、施設整備・管理運営について検討し、生田緑地ビジョン改定素案としてとりまとめることを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3 業務対象公園

- ・ 場所：生田緑地全域：面積 179.3ha 及び 周辺区域
(多摩区柗形 6、7 丁目他、宮前区初山 1 丁目他)
- ・ 公園種別：総合公園 都市計画：緑地（1941 年都市計画決定）

4 業務内容

(1) 現況調査

1) 上位計画・与条件の整理

本公園の沿革、上位計画（国・県・市・区計画など）、前年度までの調査・検討等の確認を行い、法規制（土地利用制限状況や施設整備上の規制状況）、関連行政諸施策について、既存条件として整理する。また、都市公園・緑地についての一般的な課題についても把握、整理する。

2) 周辺地域状況の把握

本公園周辺の人口分布、自治会配置状況、周辺地域のレクリエーション施設、観

光施設、観光利用動向、自治会・各種団体などの地域活動状況、防災上の役割について資料収集を行い、本公園への関連事項を整理する。

3) 現況利用状況調査

休日・平日各2日ずつの調査を実施して、各出入口の利用人数、公園施設の利用者数、施設へのアプローチ動線、及び園内動線を把握する。さらに、利用者数の推移、利用の特徴などを抽出し把握する。なお、「各出入口の利用人数」及び「公園施設の利用者数」は本市より提供する。

(2) ニーズの把握調査

1) 利用者アンケート

来園者アンケート調査(休日・平日各2日ずつ、全域計200サンプル)を実施し、既存利用者のニーズと既存利用者属性(来園手段、居住地、利用する目的、利用する場所、利用する時期、年齢、性別、誰ときたか、何時間程度滞在予定か、また過去のボランティア活動履歴等)を把握する。

2) 近隣小中学生アンケート

近隣小中学生アンケート調査(多摩区内)を実施し、生田緑地の魅力となる点、改善して欲しい点、利用したくなる目的、利用したい場所や施設、今はないが今後あって欲しい場所や施設、利用したい時期・時間帯等について把握し、回答者属性(居住地、年齢、性別、来園手段等)で分析する。最低サンプル数200人。客観的なニーズデータとして利用できるよう整理する。

3) 関係団体ヒアリング

電鉄、関連施設、周辺自治会、市観光協会、区行政センター、活動ボランティア団体から、要望、魅力・問題点等をヒアリングし、今後やって行きたい内容等を把握、整理する。

(3) 既存施設調査

1) 既存施設の状況調査

利用施設、園路、広場、トイレ、駐車場、休憩施設、柵、遊具、照明、管理事務所、水系、植栽の現状、目視による利用状況、管理状況などを把握、整理する。

2) 自然資源調査

過年度実施の生物調査データをベースに、公園の植物相、動物相の分布図面を作成する。また、希少生物分布状況についても過年度調査データ及びボランティア等

の実施してきた調査データ等の既存データをベースに分布図面を作成する。

(4) 課題抽出・分析評価

現況調査の結果をもとに、生田緑地が抱えている問題点を抽出し、整理する。

問題点の整理をもとに、必要なハード・ソフトの機能、公園の利用効果を高める主要なルート設定、拠点整備の必要性の検討、自然資源の活用、情報発信の工夫、樹林地管理方針の設定といった点に配慮して、課題解決への方向性を整理する。

全体平面図上に、位置情報をもった課題を落とし、その他の課題も同一図面上でも整理する。また、その各々の項目の重み付けもわかるような図上表記とする。

(5) 施設整備・管理運営計画の検討

1) 施設整備の検討

ばら苑、周遊散策路等含む生田緑地全範囲についての施設整備の検討を行い、生田緑地整備基本計画図（整備基本計画書_H17.3）の見直しを行い、生田緑地ビジョンに含める。

2) 施設管理の検討

ばら苑を含む施設維持管理、運営管理の考え方を整理し、今後の方向性を検討して、方針を設定する。なお、本市が過年度に実施した民間事業者へのヒアリング結果を反映すること。

(6) 生田緑地ビジョンの改定素案の作成

1) 改定素案の作成

平成23年策定「生田緑地ビジョン」について、本業務の検討内容を踏まえ取りまとめたものを「改定素案」として作成する。

2) 会議等の運営支援業務

次の委員会の開催補助、資料及び会議録作成等の運営支援を行う。

- ・（仮称）生田緑地ビジョン改定検討委員会（6名程度）
学識者や市民等から構成する委員会（5回程度）

3) パブリックコメントへの対応

改定素案のパブリックコメントへの対応について、意見のとりまとめ及び、回答案の作成などの支援を行う。

4) 生田緑地ビジョンの改定素案版作成

生田緑地ビジョン改定素案版の冊子を作成する。

(7) 報告書の作成

上記の検討結果を報告書にまとめる。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時3回、完了時の計5回程度とする。

5 成果品

下記成果品を納入する。

- ・生田緑地ビジョンの改定素案版 100部 (カラー製本)
- ・報告書 (A4版、ファイル綴じ) 1部
- ・報告書電子データ 1式 (正・副2部)

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式でCD-RやDVD-R等の媒体で提出するものとする。

成果品は電子データ (CD-R等) で納品する。電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副2部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受託者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

6 その他留意事項

- (1) 利用者の個人情報、川崎市個人情報保護条例 (昭和60年川崎市条例第26号) 等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- (2) 本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (3) 本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。